

令和8年度いわて革新的科学技術 活用・創出支援事業

公募要領

基盤研究ステージ 可能性試験ステージ
シーズ育成ステージ 応用研究ステージ

【受付期間】

令和8年2月27日（金）～令和8年4月3日（金）

【提出先】

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号
岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室科学技術担当

【提出方法】

岩手県電子申請・届出サービス

【問い合わせ先】

岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室科学技術担当
電話番号 019-629-5252
メールアドレス AB0008@pref.iwate.jp

令和8年2月

岩手県ふるさと振興部

本事業は、令和8年度一般会計予算の成立を前提として公募を行っていることから、令和8年度一般会計予算が議決されなかった場合は、公募の停止措置を行う。

また、国の「地域未来交付金」を活用予定であることから、「地域未来交付金」が採択されなかった場合にあっては、公募内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがある。

令和8年度いわて革新的科学技術活用・創出支援事業公募要領

本公募要領は、令和8年度いわて革新的科学技術活用・創出支援事業（以下「本事業」という。）に係る委託先の公募に関し、必要な事項を定めるものです。

本公募要領で使用する用語は、該当ページの下部に解説を記載しているとともに末尾に「用語解説一覧」を掲載しています。

1 いわて革新的科学技術活用・創出支援事業について

(1) 目的

本事業は、「岩手県科学技術イノベーション指針(平成31年3月策定)」(以下「指針」という。)に掲げる、科学技術の展開が期待される経済面及び文化生活面に係る将来有望な研究について、シーズの創出から応用研究まで一貫して支援することによって、社会的・経済的にインパクトがある革新的な科学技術の活用及び創出を推進し、本県産業の高付加価値化や新産業・新事業の創出等を図ることを目的とします。

(2) 研究開発課題の募集分野

ア 経済面

① 次世代ものづくり分野

AI・IoT等の先端技術を活用したスマート製造や高付加価値製品の創出を目指す革新的なものづくり技術の研究開発。

② ライフサイエンス分野

医療・健康・バイオ技術の革新を通じて、疾病予防や治療、生活の質向上に貢献する研究開発。

③ 加速器関連分野

粒子加速器技術を応用した、先端材料開発や医療・エネルギー分野での革新的利用を目指す研究開発。または、ILCの実現に資する研究開発。

④ 環境・エネルギー分野

再生可能エネルギーや省エネルギー技術、資源循環を通じて持続可能な社会を実現する研究開発。

⑤ 農林水産業高度化分野

スマート農業やバイオ技術を活用した、生産性向上や環境調和に貢献し、農林水産業の革新を目指す研究開発。

⑥ 伝統産業高度化分野

伝統技術の継承・発展に資するデジタル技術や新技術の開発により、製品の品質向上、新市場開拓、持続的な産業を目指す研究開発。

イ 文化生活面

① 生活環境

科学技術を活用した高齢者等の社会参画促進、交通の効率化、社会インフラの維持、働き方改革など暮らしの質向上に資する研究開発。

② 安全

ドローンを活用した災害状況の把握、クマ等の鳥獣被害対策など、県民の安全・安心な地域づくりに資する研究開発。

(3) 支援の対象となる研究開発段階の概要

研究シーズの創出から事業化までを切れ目なく一貫して支援するため、研究開発段階に応じ、基盤研究、可能性試験、シーズ育成及び応用研究の4段階のステージを設けています(表1)。

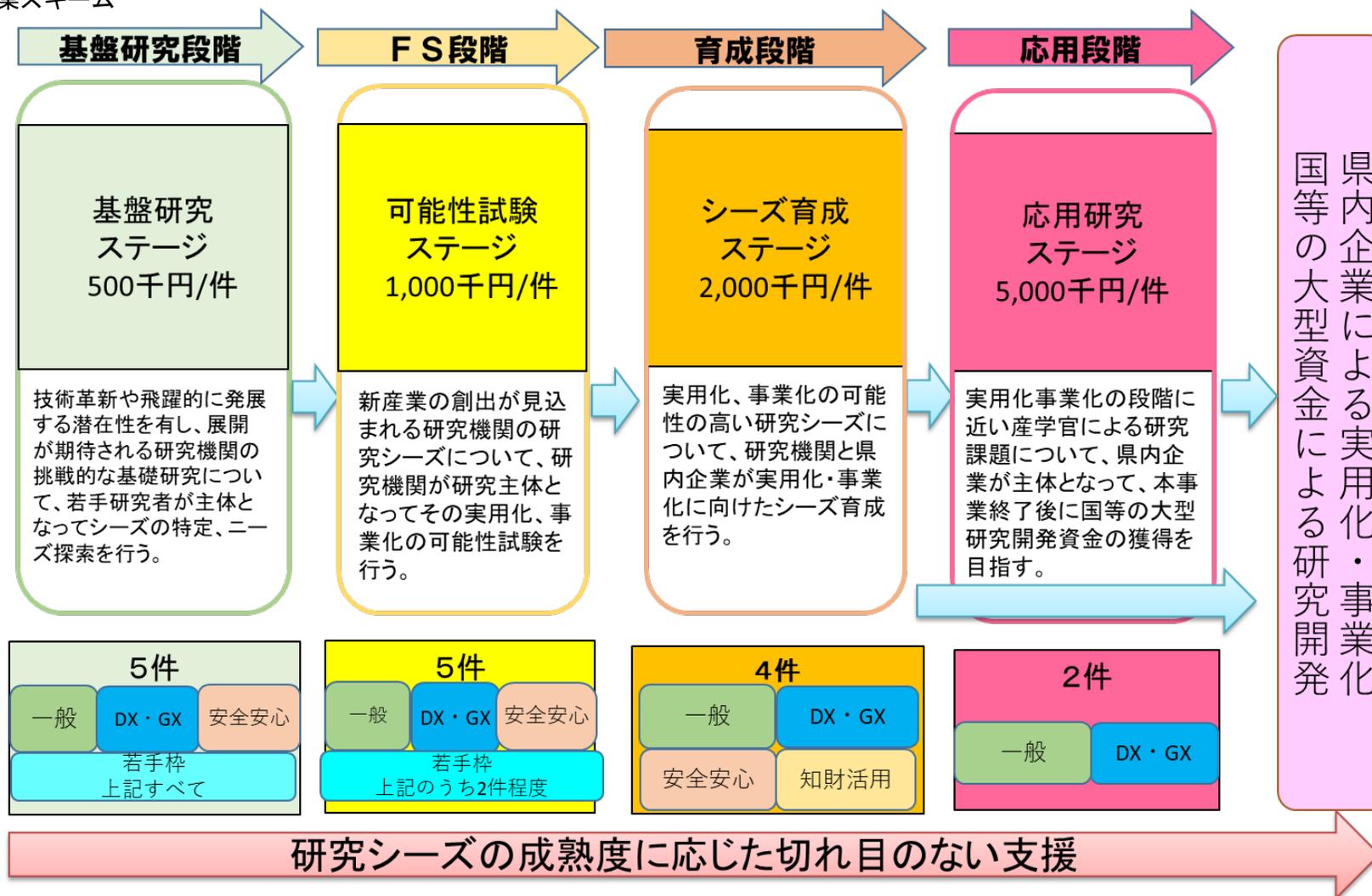
表 1 : 研究開発支援の概要

研究開発段階	基盤研究ステージ	可能性試験ステージ	シーズ育成ステージ	応用研究ステージ
目的・狙い	技術革新や飛躍的に発展する潜在性を有し、展開が期待される挑戦的な基礎研究について、若手研究者が主体となってシーズの特定、ニーズ探索を行うことを目的とする。	新産業の創出が見込まれる研究シーズについて、その実用化、事業化の可能性試験を行うことを目的とする。	実用化、事業化の可能性の高い研究シーズについて、研究機関と県内企業が連携し、実用化・事業化に向けたシーズ育成を行うことを目的とする。	実用化・事業化の段階に近い産学官による研究課題について、本事業終了後の実用化や国等の大型研究開発資金の獲得を目指すことを目的とする。
申請機関	研究機関 ^{※1}	研究機関	研究機関と企業等 ^{※2}	管理法人 ^{※3}
研究代表者 ^{※4}	PL ^{※5} : 研究機関の若手研究者 ^{※7}	PL : 研究機関の研究者	PL : 研究機関の研究者 SPL ^{※6} : 企業等の研究者	PL : 企業等の研究者 SPL : 研究機関の研究者
研究開発期間	1 年度			
研究開発費	上限 50 万円/件	上限 100 万円/件	上限 200 万円/件	上限 500 万円/件
採択件数	5 件 (すべて若手枠)	5 件 (うち若手枠 2 件)	4 件	2 件
採択枠	/			
【経済面】	-----			
①一般枠	0～3 件	0～3 件	0～2 件	0～2 件
②DX・GX 枠	0～3 件	0～3 件	0～2 件	0～2 件
③知的財産活用枠	—	—	0～2 件	—
【文化生活面】	-----			
(安全・安心枠)	0～2 件	0～2 件	0～2 件	—

表2：表1中の用語解説

用語	説明	脚注番号
研究機関	大学、大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校、公設試験研究機関、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人をいう。	※1
企業等	県内に事業所があり、営利を目的とする業を営み、かつ研究開発を実施する能力を有する法人をいう。	※2
管理法人	<p>研究開発プロジェクトの運営管理、研究開発グループ内の相互の調整や、財産管理（知的財産権を含む）等の事業管理、研究開発成果の普及、事業化の推進等を主体的に行う母体となる機関をいう。</p> <p>また、県との委託契約における受託者として、契約責任を有する。なお、企業等と管理法人を兼ねることはできない。</p>	※3
研究代表者	<p>研究の推進について責任を負い、所属する機関を代表する研究者個人をいう。また、研究代表者は所属する機関と雇用契約（期限は問わない）を有する必要がある。ただし、学生（大学院生を含む）は研究代表者になることはできない。</p>	※4
PL（プロジェクトリーダー）	研究開発の計画、実施、進捗・成果管理等を総括するとともに、プロジェクト全体をマネジメントして研究開発プロジェクトに係る全責任を有する個人をいう	※5
SPL（サブプロジェクトリーダー）	プロジェクトリーダーを補佐する個人をいう。	※6
若手研究者	研究機関に所属する研究者のうち、令和8年4月1日時点で40歳以下の研究者をいう。	※7

(4) 事業スキーム



※採択件数は目安であり、応募状況（内容・件数）に応じて採択件数を調整する場合がある。

2 公募・選考

(1) 公募期間

受付期間：令和8年2月27日（金）～令和8年4月3日（金）

(2) 選考スケジュール

時期	項目	内容
令和8年 4月中旬	書類審査	事業目的への適合性や制度要件への合致性等の書類審査
令和8年 4月下旬～ 5月上旬	いわて研究開発 事業検討会	プロジェクトリーダー等による申請者プレゼンテーションを踏まえた事業採択の検討
令和8年 5月上旬	採択課題の決定	いわて研究開発事業検討会の検討結果等を踏まえ、県が採択課題を決定
令和8年 6月上旬	研究開発開始	研究開発委託契約を締結

(3) 研究開発期間

委託契約日～令和9年3月9日（火）

(4) 応募手続き

「岩手県電子申請・届出サービス」を利用し、応募に必要な書類を提出すること。
なお、応募は所属機関の事務担当者が行うこと。

【岩手県電子申請・届出サービスの利用方法について】

下記 URL のリンク先申込フォームから必要書類をアップロードすること。

https://apply.e-tumo.jp/pref-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9906

(5) 留意事項

ア 応募者都合による応募後の修正や資料等の追加はできません。

イ 当年度公募において、研究代表者（プロジェクトリーダー^{※5}またはサブプロジェクトリーダー^{※6}）として応募できる件数は、一人あたり1件までとします。また、複数の研究開発ステージに同一の課題申請を行うことはできません。

なお、県は、提出された申請書について、研究開発課題の選定に係る審査及びこれに付随する業務以外の目的には使用しません。また、応募内容については、適切に管理し、秘密を厳守します。

【申込フォーム画面】



プレビュー 革新的科学技術活用・創出支援事業申請フォーム

革新的科学技術活用・創出支援事業申請フォーム

1 申請機関名 **必須**

申請機関名を正式名称で入力してください。

【例】

- ・国立大学法人〇〇大学
- ・独立行政法人〇〇
- ・公益財団法人〇〇
- ・株式会社〇〇

2 研究開発課題提案書 **必須**

研究開発課題提案書を添付してください。

【必要添付書類】

- (1) 研究開発課題提案書
- (2) 企業等の概要、決算書（シーズ育成ステージ及び応用研究ステージのみ）

【注意事項】

- (1) 必要添付書類はそれぞれ個別のファイルでアップロードすること。
- (2) 添付書類のファイル名末尾にかっこ書きで「申請機関」、「プロジェクトリーダー氏名」を記載してください。
例：「研究開発課題提案書（可能性試験ステージ）〇〇大学_岩手太郎」
- (3) 研究開発課題提案書は別紙を含めてすべてPDF形式に変換し、一つのファイルにまとめて提出してください。
- (4) 複数の課題を提出する場合で添付ファイルが20件を超える場合は複数回にわけて申請してください。

3 連絡担当者所属 **必須**

4 連絡担当者氏名 **必須**

氏 名

5 連絡担当者電話番号 **必須**

電話番号

6 連絡担当者メールアドレス **必須**

メールアドレス

3 基盤研究ステージについて

(1) 対象

基盤研究ステージは、科学的原理の解明や新たな研究領域の開拓等を目的とした基礎的研究のうち、将来的に実用化・事業化へ発展し、社会的・経済的にインパクトをもたらす可能性がある研究について、研究機関の若手研究者が主体となって技術革新の基盤となるシーズを創出することで、可能性試験・シーズ育成に展開する可能性の高い研究開発を対象とする。

(2) 募集区分・採択予定件数

下記ア及びイの枠のうち、合計5件を上限とする。

ア 経済面

(ア) 一般枠 0～3件

1- (2) -アに掲げる募集分野に係る研究開発課題

(イ) DX・GX 枠 0～3件

1- (2) -アに掲げる募集分野に係る研究開発課題のうち、下記の研究開発

DX：データとデジタル技術を活用して、社会のニーズをもとに製品やサービスを変革させ、競争上の優位性を確立すること。

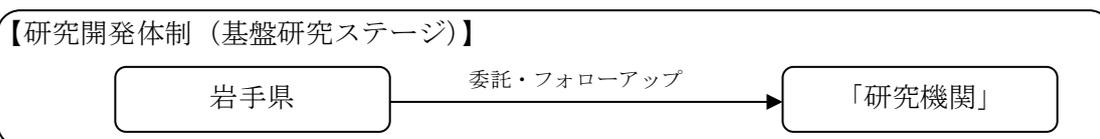
GX：化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すること。

イ 文化生活（安全・安心枠） 0～2件

1- (2) -イに掲げる募集分野に係る研究開発課題

(3) 研究開発体制・応募資格

単独または複数の研究機関^{*1}からなる研究開発体制で、若手研究者^{*7}がプロジェクトリーダー^{*5}となる。応募はプロジェクトリーダーが所属する機関が行うこと。



(4) 研究開発費

50万円以内

(5) 対象経費

「7- (2) 研究開発経費」のとおり

(6) 応募方法

公募期間中に「2- (4) 応募手続き」に従って、岩手県電子申請・届出サービスを利用し、「研究開発課題申請書 様式第1号（基盤研究ステージ）」を提出すること。

(7) 選考の観点

基盤研究ステージでは、以下の観点で選考を行う。

ア インパクト・挑戦性

研究が成功した際、学術的・社会的に大きなインパクトをもたらす可能性があるか。

イ 新規性、独創性

研究開発課題が既存の知見と比較して、新しい視点や学術的な独創性を有するか。

ウ 展開可能性

研究計画の妥当性や実用化までの道筋が明らかにされているか。

エ その他

申請機関以外と連携して研究を行う場合は、評価を加点する。

4 可能性試験ステージについて

(1) 対象

可能性試験ステージは、研究機関が有する研究シーズのうち、基礎研究の段階にあり、将来的に社会的・経済的にインパクトをもたらす可能性がある研究について、実現可能性の有無等を判断するための可能性試験を実施することで、シーズ育成・応用研究に展開する可能性の高い研究開発を対象とする。

(2) 募集区分・採択予定件数

下記ア及びイの枠のうち、合計5件を上限とする。

また、下記のうち2件程度を若手研究者を対象にした若手枠^{*7}とし、優先して採択する。

ア 経済面

(ア) 一般枠 0～3件

1-(2)-アに掲げる募集分野に係る研究開発課題

(イ) DX・GX 枠 0～3件

1-(2)-アに掲げる募集分野に係る研究開発課題のうち、以下の研究開発

DX：データとデジタル技術を活用して、社会のニーズをもとに製品やサービスを変革させ、競争上の優位性を確立すること。

GX：化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すること。

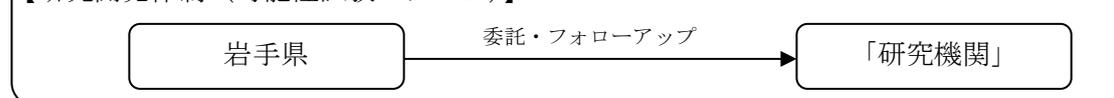
イ 文化生活（安全・安心枠） 0～2件

1-(2)-イに掲げる募集分野に係る研究開発課題

(3) 研究開発体制・応募資格

単独または複数の研究機関^{*1}からなる研究開発体制で、研究機関の研究代表者がプロジェクトリーダー^{*5}となる。応募はプロジェクトリーダーが所属する機関が行うこと。

【研究開発体制（可能性試験ステージ）】



(4) 研究開発費

100万円以内

(5) 対象経費

「7-(2) 研究開発経費」のとおり

(6) 応募方法

公募期間中に「2-(4) 応募手続き」に従って、岩手県電子申請・届出サービスを利用し、「研究開発課題申請書 様式第1号（可能性試験ステージ）」を提出すること。

(7) 選考の観点

可能性試験ステージでは、以下の観点で選考を行う。

ア 本県への経済効果

高付加価値化や新事業創出などにより本県産業振興へ寄与する可能性があるか、開発しようとする製品や技術について想定する市場が明確か。

イ 研究内容

開発しようとする製品や技術に新規性・優位性があり、実現可能性が認められるか。

ウ 展開可能性

シーズ育成・応用研究までの道筋が明らかにされているか。

エ その他

申請機関以外と連携して研究を実施する場合は、評価を加点する。

5 シーズ育成ステージについて

(1) 対象

シーズ育成ステージは、研究機関が有する研究シーズで、将来的に社会的・経済的にインパクトをもたらす可能性が高く、産学が連携した実証試験等によるシーズ育成を実施することで、応用研究に展開する可能性の高い研究開発を対象とする。

(2) 募集区分・採択予定件数

ア 経済面

(ア) 一般枠 0～2件

1-(2)-アに掲げる募集分野に係る研究開発課題

(イ) DX・GX 枠 0～2件

1-(2)-アに掲げる募集分野に係る研究開発課題のうち、下記の研究開発

DX：データとデジタル技術を活用して、社会のニーズをもとに製品やサービスを変革させ、競争上の優位性を確立すること。

GX：化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すること。

(ウ) 知的財産活用枠 0～2件

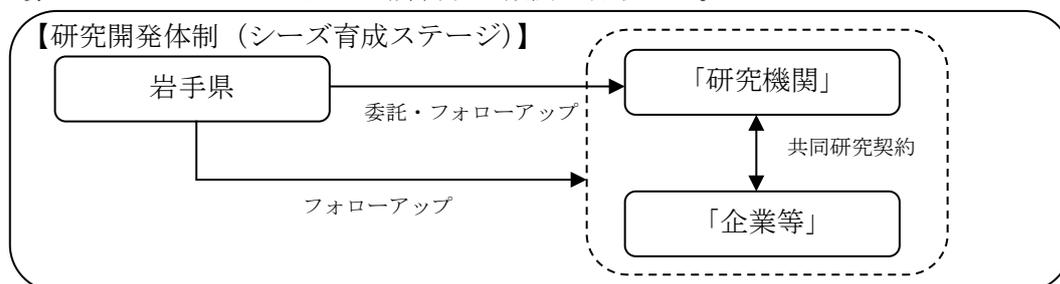
1-(2)-アに掲げる募集分野に係る研究開発課題のうち、令和8年2月27日時点で当該課題に関する知的財産（特許、実用新案、意匠、商標）を研究開発グループのいずれかの機関が出願又は取得済みであるもの。

イ 文化生活（安全・安心枠） 0～2件

1-(2)-イに掲げる募集分野に係る研究開発課題

(3) 研究開発体制・応募資格

研究機関*¹及び企業等*²からなる研究開発体制で、研究機関の研究代表者がプロジェクトリーダー*⁵となり、企業等の研究代表者がサブプロジェクトリーダー*⁶となる。応募はプロジェクトリーダーが所属する機関が行うこと。



(4) 研究開発費

200万円以内

(5) 対象経費

「7-(2) 研究開発経費」のとおり

(6) 応募方法

公募期間中に「2-(4) 応募手続き」に従って、岩手県電子申請・届出サービスを利用し、「研究開発課題申請書 様式第1号 (シーズ育成ステージ)」を提出すること。

(7) 選考の観点

シーズ育成ステージでは、以下の観点で選考を行う。

ア 本県への経済効果

高付加価値化や新事業創出などにより本県産業振興へ寄与するか、開発しようとする製品や技術について想定する市場が明確か。

イ 研究内容

開発しようとする製品や技術に新規性・優位性があり、実現可能性が認められるか。

ウ 展開可能性

応用研究や実用化までの道筋が明らかにされているか。

エ その他

令和7年度いわて戦略的DX・GX等研究開発推進事業の可能性試験ステージに採択され、終了時評価で優れた成果と評価された課題については、評価を加点する。

6 応用研究ステージについて

(1) 対象

応用研究ステージは、研究機関が有する研究シーズを活用し、応用研究から実用化研究段階にあり、実用化・事業化により高い社会的・経済的価値をもたらす研究について、産学が連携して応用研究・実用化研究を実施することで、実用化や国等の大型研究開発資金の獲得を目指す研究開発を対象とする。

(2) 募集区分・採択予定件数

ア 経済面

(ア) 一般枠 0～2件

- 1- (2) -アに掲げる募集分野に係る研究開発課題

(イ) DX・GX 枠 0～2件

- 1- (2) -アに掲げる募集分野に係る研究開発課題のうち、下記の研究開発

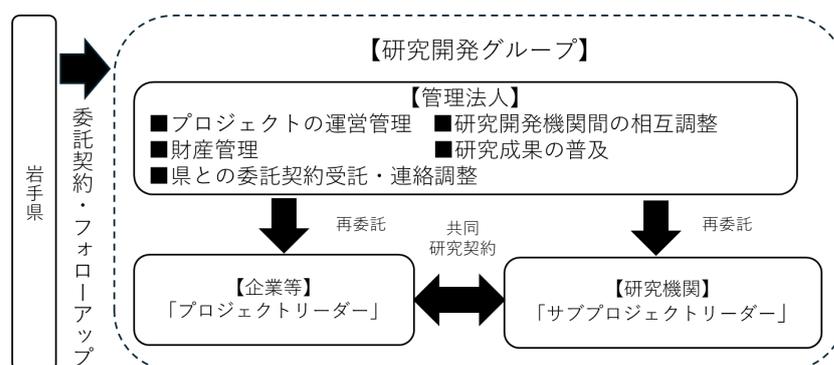
DX：データとデジタル技術を活用して、社会のニーズをもとに製品やサービスを変革させ、競争上の優位性を確立すること。

GX：化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すること。

(3) 研究開発体制・応募資格

研究機関^{*1}及び企業等^{*2}からなる研究開発体制で、企業等の研究代表者がプロジェクトリーダー^{*5}となり、研究機関の研究代表者がサブプロジェクトリーダー^{*6}となる。応募は研究開発プロジェクトを管理する管理法人^{*3}が行うこと。

【研究開発体制（応用研究ステージ）】



(4) 研究開発費

500万円以内

(5) 対象経費

「7- (2) 研究開発経費」のとおり

(6) 応募方法

公募期間中に「2- (4) 応募手続き」に従って、岩手県電子申請・届出サービスを利用し、「研究開発課題申請書 様式第1号（応用研究ステージ）」を提出すること。

(7) 選考の観点

応用研究ステージでは、以下の観点で選考を行う。

ア 本県経済への寄与度

- ・対象とする市場の規模、市場占有率、波及効果等
- ・研究開発実施体制等を踏まえた本県経済への寄与の実現可能性

イ 研究内容

- ・開発しようとする製品や技術の新規性、同分野の製品や技術に対する優位性や差別化
- ・研究開発期間、研究手法、研究体制等を踏まえた研究開発目標の実現可能性

ウ 展開可能性

- ・実用化・事業化への道筋が明らかにされているかなど、本研究終了後の次期研究開発プロジェクトへの展開可能性

エ その他

令和7年度いわて戦略的DX・GX等研究開発推進事業の可能性試験ステージまたはシーズ育成ステージに採択され、終了時評価で優れた成果と評価された課題については、評価を加点する。

7 採択後の研究開発推進等について

(1) 研究開発計画書の作成及び委託契約について

採択後、研究代表者は研究開発実施計画書を作成し、県に提出すること。県は同計画書を基に研究開発事業に係る委託契約を課題申請機関と締結する。

複数の機関による共同研究を実施する場合は、県との委託契約の締結後、研究開発グループ内で共同研究契約を締結し、その写しを県に提出すること。

(2) 研究開発経費

研究開発経費として計上できる費用は下記のとおり。ただし、採択した研究開発課題については、契約締結前に県による計画ヒアリングを実施し、計画内容や研究費等を調整する場合がある。

表3：研究開発経費区分

費目	内容
ア 機械装置設備費 ^{1,2}	性質又は形状を変えることなく長期間の使用に耐える物品で取得価格が3万円以上のもの（3万円以上でも研究開発期間内に使い切るものについては消耗品・原材料費に計上すること）
イ 人件費 ¹	研究員人件費（企業等の研究員のみ対象）、研究開発のため雇用する研究補助員人件費、ポスドク等の非常勤助手の人件費 ただし、研究代表者となる者の人件費は対象外
ウ その他	
（ア）謝金	研究開発グループに所属しない有識者等に対する謝礼・旅費
（イ）消耗品・原材料費	研究開発に使用する消耗品・材料費等で研究開発期間内に使い切るもの
（ウ）旅費	研究開発に関する打合せ、技術調査等に要する国内旅費（国外旅費は、海外機関との共同研究の実施、海外でのみ可能な試験等の実施、その他本研究開発（計画書に基づく）を遂行するために不可欠である場合に限り計上でき、単なる会議・学会・展示会参加や視察・情報収集は計上できない）
（エ）通信・運搬費	郵便料金、電信電話料金、運賃等（ただし、研究開発に直接必要な経費で間接経費による支出が適切と考えられるものを除く）
（オ）使用料・賃借料	機器使用料、ライセンス料、会議室・会場使用料等
（カ）外注費	研究開発グループ以外の機関に試験、分析、加工、試作等を依頼する場合に必要な経費
（キ）その他	上記（ア）～（カ）に属さないもののうち、研究開発の推進に必要と認められる経費
エ 間接経費	研究開発に関連した環境整備や機能向上などに係る経費で、ア「機械装置設備費」～ウ「その他」の合計額のうち5%以内

オ 一般管理費	ア「機械装置設備費」～ウ「その他」の合計額のうち10%以内（ただし、委託契約の受託機関のみ計上できる）
カ 消費税・地方消費税	ア「機械装置設備費」～オ「一般管理費」の10%

1. ア「機械装置設備費」及びイ「人件費」については、研究開発費の総額40%以内を上限とする。ただし、研究開発の内容から必要と認められる場合は、この限りではない。
2. パソコン、スマートフォン等の汎用性のある備品は、ア「機械装置設備費」の対象外とする。ただし、研究開発の内容から必要と認められる場合は、この限りではない。

(3) 研究開発の推進・監理

- ア 研究代表者（プロジェクトリーダー、サブプロジェクトリーダー）は、研究開発計画の策定及び実施について、研究開発グループ全体の責任を負う。
- イ 研究代表者は、研究開発グループ全体の研究開発費の管理（支出計画、進捗）を研究開発機関とともに適切に実施すること。
- ウ 研究代表者及び受託機関は、県が実施する本事業に関する公表、広報、研究開発の評価・ヒアリング、研究開発終了後の研究成果活用状況報告に対応すること。

(4) 研究開発成果の取扱い

- ア 本事業により得られた研究開発成果については、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的な成果の公開・普及に努めること。
- イ 研究開発成果を論文等で発表する場合は、本事業の成果である旨の記述を行うとともに、公表した資料を県に提出すること。

8 応募に関する留意事項

研究開発グループ、研究開発機関及び受託機関は本公募要領のほか、県が定める実施要領、所属する機関の規則等を遵守すること。

(1) 研究代表者等の責務について

ア 研究代表者及び研究開発グループに参画する研究員等は、研究開発費は公的資金で賄われていることを理解の上、研究開発費の不正使用や研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用等）を行わないこと。

イ 研究代表者は、研究開発グループに参画する研究員等に対して、研究開発機関等が実施する不正使用や不正行為に関するコンプライアンス教育を受講するよう周知徹底すること。

ウ 研究代表者は、研究開発グループ内の円滑なコミュニケーションを促進し、グループ内の意思疎通が適切に行われる環境の醸成に努めること。

(2) 研究開発機関の責務について

ア 研究開発機関は、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、研究開発を実施するに当たっては、関係する法令等を遵守すること。

イ 共同研究の適切な実施に向けて、研究開発グループ内の円滑なコミュニケーションが図られるよう研究開発機関として支援すること。

ウ 所属する研究者等に対して競争的研究費等の資金に係るコンプライアンス教育を実施し、これらを遵守するよう徹底させること。

(3) 不正使用・不正受給への対応

研究開発課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

ア 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。

イ 申請及び参加資格の制限等の措置

不正使用を行った研究者や不正使用に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者に対し、不正の程度に応じて下記のとおり本事業への申請及び参加の制限措置をとります。

表4：研究開発費の不正使用に係る制限措置の対応区分

不正使用等に係る対象者	不正使用の程度	申請等制限期間 ²
不正使用を行った研究者及び共謀した研究者	① 個人の利益を得るための私的流用	10年
	② ①以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性が高いもの。	5年

	③ ①及び④以外のもの	2～4年
	④ ①以外で社会への影響が小さく、行為の悪質性が低いもの。	1年
偽りその他不正な手段により研究費を受給した研究者及び共謀した研究者		5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ¹		1年～2年

1. 対象の研究者については社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、不正使用額が少額の場合、申請・参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

2. 応募制限期間は原則、不正使用等が認定された年度の翌年度から起算する。

(4) 研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

ア 契約の解除等の措置

本事業の課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。

イ 申請及び参加資格の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正の程度に応じて下記のとおり本事業への申請及び参加の制限措置をとります。

表5：研究活動における不正行為に係る制限措置の対応区分

特定不正行為に係る 応募制限の対象者	特定不正行為の程度	申請等制限期間 ¹
特定不正行為に関与した者	①研究当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	10年
	②特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者、その他同等の責任を負うと認定された者）のう

	ち、悪質性が高いもの	3年～5年
	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者、その他同等の責任を負うと認定された者）のうち、悪質性が低いもの	
	上記以外の著者	2年～3年
	③ ①、②を除く特定不正行為に関与した者	2年～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者、その他同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きい、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの。	2年～3年
	上記のうち、社会的影響が小さく、悪質性が低いと判断されるもの。	1年～2年

1. 応募制限期間は原則、不正使用等が認定された年度の翌年度から起算する。

(5) 知的財産権の取扱いについて

ア 本事業推進の過程で生じた知的財産権は、原則として県に帰属するものとする。

ただし、次の各号のいずれの規定も遵守することを県が定める書面で県に届け出た場合、研究開発の過程で生じた知的財産権を県は研究開発グループから譲り受けないものとする。

(ア) 研究開発グループは、委託業務に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、県に報告する。

(イ) 研究開発グループは、県が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を県に許諾する。

(ウ) 研究開発グループは、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、県が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要が

あるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

イ 研究開発グループ及びその参加者は研究開発期間中、保有する知的財産権について、当該研究開発に関する活動に対して行使しないものとし、円滑な研究開発の遂行に協力するものとする。

ウ 研究成果の結果得られた知的財産権の実施許諾に関して、研究開発グループ及びその参加者は、互いに保有するバックグラウンド IP^{※8}について、十分尊重して実施許諾するものとする。

9 公募に関する問い合わせ先

岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室科学技術担当

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号

TEL : 019-629-5252 (直通) メール : AB0008@pref.iwate.jp

※8 バックグラウンド IP : 研究開発グループ及びその参加者が本研究開発の開始前から保有していた知的財産権及び本研究開発開始後に当該研究開発に関係なく取得した知的財産権をいう。

<用語解説一覧>

※1 研究機関

大学、大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校、公設試験研究機関、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人をいう。

※2 企業等

県内に事業所があり、営利を目的とする業を営み、かつ研究開発を実施する能力を有する法人をいう。

※3 管理法人

研究開発プロジェクトの運営管理、研究開発グループ内の相互の調整や、財産管理（知的財産権を含む）等の事業管理、研究開発成果の普及、事業化の推進等を主体的に行う母体となる機関をいう。また、県との委託契約における受託者として、契約責任を有する。なお、企業等と管理法人を兼ねることはできない。

※4 研究代表者

研究の推進について責任を負い、所属する機関を代表する研究者個人をいう。また、研究代表者は所属する機関と雇用契約（期限は問わない）を有する必要がある。ただし、学生（大学院生を含む）は研究代表者になることはできない。

※5 PL（プロジェクトリーダー）

PL（プロジェクトリーダー）は、研究開発の計画、実施、進捗・成果管理等を総括するとともに、プロジェクト全体をマネジメントして研究開発プロジェクトに係る全責任を有する個人をいう。

※6 SPL（サブプロジェクトリーダー）

SPL（サブプロジェクトリーダー）は、プロジェクトリーダーを補佐する個人をいう。

※7 若手研究者

研究機関に所属する研究者のうち、令和8年4月1日時点で40歳以下の研究者を若手研究者とする。

※8 バックグラウンド IP

研究開発グループ及びその参加者が本研究開発の開始前から保有していた知的財産権及び本研究開発開始後に当該研究開発に関係なく取得した知的財産権をいう。